

令和8年度(2026年度)

学校いじめ防止基本方針

湖南省立甲西北中学校

目 次

○甲西北中学校いじめ対策マニュアル・・・・・・・・・・	1
・いじめ防止対策推進法	
・いじめ対策マニュアルの目的	
・いじめ対策マニュアルの活用の仕方	
・いじめの定義	
・いじめの対応について基本的認識	
・校内いじめ対策委員会	
○いじめ防止のための校内体制（全体図）	2
○いじめの防止	3
○いじめの早期発見・早期対応	4
○いじめ被害者への対応	5、6
○いじめ加害者への対応	7、8
○いじめの観衆・傍観者への対応	9
○ネット上のいじめへの対応	10、11
○「重大事態」への対処・いじめの解消の要件	12

甲西北中学校いじめ対策マニュアル

【いじめ防止対策推進法】平成25年法律第71号

(目的)

第1条 この法律は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受けるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめを防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

【いじめ対策マニュアル作成の目的】

教職員一人ひとりが、いじめへの適切な対応と生徒自らがいじめを解決する力を身につけるための指導の在り方等について理解し、それに基づいた着実な実践を通じて、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

【いじめ対策マニュアルの活用の仕方】

- ①教職員の自己研鑽の資料
- ②学校における生徒指導方針の作成資料
- ③生徒指導主事や教育相談担当者の校内研修会の資料
- ④いじめ発生時の対応をチェック資料
- ⑤保護者への啓発資料

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法」第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

【いじめの対応について基本的認識】

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つ。
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問題である
- いじめ問題は学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となって取り組み事が必要である。
- いじめ問題は家庭教育、人格形成に大きく関わる問題である。

【校内いじめ対策委員会】

(組織)

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係職員（部活顧問等）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(内容)

- いじめ防止と全体計画の策定
- いじめ発見のための調査
- 関係機関との連携
- 保護者への対応
- いじめ事案への対応と指導方針等の協議

いじめ防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

○生徒理解を深め、生徒一人ひとりを大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努める。

○いじめ問題への指導方針等の情報については日頃から家庭や地域に公表し、地域住民の理解と協力を得るように努める。

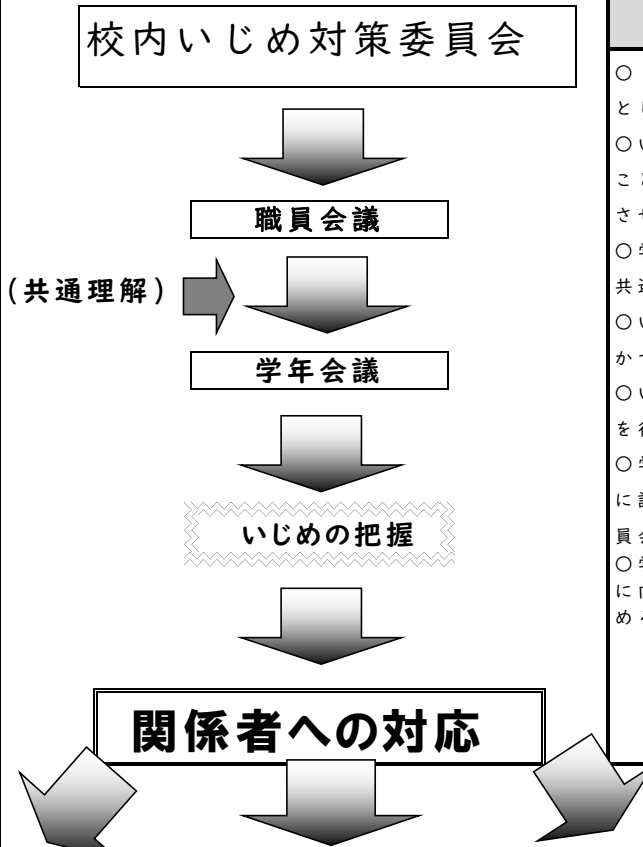
○いじめを受けている生徒に対しては学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

○いじめている生徒に対しては出席停止の措置を含め、毅然とした指導を行う。

○いじめ問題が解決したと思われる場合も教職員が気付かないところで陰湿ないじめが続いていることを予想し、継続して十分な注意を払い見守っていく。

観察と情報収集

- ・日常的な観察
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教職員間の情報交換
- ・メモ日記の活用
- ・保護者等からの情報提供



いじめの早期発見・早期対応

○「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち毅然とした指導を行う。

○いじめは「どの子にも、どの学校にも起こる」問題であることを十分に認識し、学校における教育相談活動体制を充実させ、生徒の悩みを受け止める体制を整備する。

○学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。

○いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。

○いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。

○学校だけで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。

○学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。また、問題解決後も継続的な指導支援に努める。

保護者	いじめを受けている生徒
<p>○いじめの事実を正確に伝え、本人を絶対に守り抜く姿勢を示す。</p> <p>○教職員のいじめ問題に対する姿勢を伝える。</p> <p>○信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。</p>	<p>○受容：つらさや悔しさを受け止める。</p> <p>○安心：具体的な支援策を示し、安心感を与える。</p> <p>○自信：良い点を認め、励ます。</p> <p>○回復：人間関係の確立を目指す。</p> <p>○成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。</p>

傍観者・観衆等

○グループ等への指導を行う

○学級全体の指導を行う。

- ・具体的事実に基づいて話し合わせる
- ・自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない」ことを気づかせる。

○学年及び学校全体への指導

「北中人權の日」の取り組みの充実を図る。

いじめをしている生徒	保護者
<p>○確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。</p> <p>○傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聞く。</p> <p>○内省：被害者の辛さに気付かせる。</p> <p>○処遇：課題解決のための援助を行う。</p> <p>○回復：体験活動等を通じて所属感を高め、心理的ケアを行う。</p>	<p>○いじめの事実を正確に伝える。</p> <p>○保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する。</p> <p>○被害者への謝罪の意義を伝える。</p> <p>○子どもの立ち直りに向けた助言を行い協力体制をつくる。</p>

いじめの防止

いじめを起こさない学校づくり

(様々な教育活動を通じて、学校の創意工夫を生かした学校づくり)

1. いじめの起こりにくい学校にするために

- ①生徒一人ひとりの良さを認め、褒めること、励ますことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- ②小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃すことなく学校全体として適切かつ毅然とした指導をおこなう。
- ③生徒と関わる時間を多くすることでさまざまな変化を感じ取り、問題行動の未然防止に努める。

2. 教育相談体制づくり

- ①スクールカウンセラーや市教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や保護者に周知するとともに、相談しやすい環境づくりおよび教育相談体制の確立を図る。
- ②教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

3. 子どもの豊かな心と実践力の育成

- ①道徳や特別活動等において「正義や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

【道徳的実践力の育成】

人権尊重の観点から、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの立場から考え、「いじめを許さない」「いじめをなくそう」とする意欲を育てる。

〈重点内容項目〉

- ・思いやり、友情、生命の尊さ、公平・公正、社会正義、よりよい学校生活
- ①生徒会活動において、子どもたちが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。
 - 【特別活動を通じた未然防止への取り組み】
 - 〈学級活動〉
 - ・生徒自らがいじめの問題を学級全体の問題としてみんなで考え、議論し、解決していく態度を養う。
 - 〈生徒会活動〉
 - ・生徒たちが自分たちの学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・支援する。
 - 〈学校行事〉
 - ・主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する
 - 〈部活動〉
 - ・先輩、後輩の望ましい人間関係の在り方について、活動を通じて体得できるように指導、支援する。

4. 教職員の在り方

- ①教職員として、基礎的資質、専門性の向上に努める。
- ②人権感覚を磨き、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④家庭、地域、関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

いじめの早期発見・早期対応

※「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ことを念頭に置いて指導に当たる。

- ・いじめをしない、いじめをさせない、いじめを見逃さない！
- ・いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す。
- ・「いじめかな？」と思うことを一人で抱えこまない。報・連・相を大切に共有する。

いじめに係る情報収集・実態の把握

1. 教師が豊かな感性で日頃から生徒理解・観察に努める。
2. 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通じて、早期発見に努め、事実を隠蔽することなく迅速に対応する。

《いじめに関する情報収集および実態把握の方法》・・・迅速かつ組織的に対応

1. 生活実態調査の実施（いじめアンケート調査等）
2. 個人面談（教育相談）
3. 日常的な観察（多くの目で見守る）
4. 生活点検表（ライフノートの活用）
5. 生徒指導メモ（2026年1月より採用）を活用し、今どんなことが起こっているのかを全員が把握し、共有できるようにする。

《いじめの判断について》

- ・本人や保護者からの訴え、いじめの目撃、いじめの情報
↓
- ・詳細な調査の実施（関係生徒からの聞き取り、アンケートの実施）
↓
- ・いじめの判断・・・「いじめである」ことの説明、あるいは「いじめとは言えない」ことの説明

《教職員間の理解・情報連携》・・・いじめに係る情報収集および実態把握

- ・常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- ・職員の朝の会等において、生徒指導主事等からの「生徒の情報報告」をおこなう。
- ・学年の会議や週1回の生徒指導会議でいじめにかかる情報交換・対応策の検討を行う。
- ・保健室（養護教諭）やことばの教室からの情報の提供を受ける。
- ・部活動の顧問からの情報提供を受ける。

《地域からの情報》

- ・公園や空き地等で、一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- ・スーパーやコンビニ等で決まっておごらされている。
- ・登校時に一人の子が荷物を持たされている。
- ・道ばたや公園などで一人で居る姿がよく見られる。
- ・集団の中に一人だけ様子がおかしい。

※区や自治会、PTA校外指導委員等に対して、いじめの早期発見のポイント等について周知してもらい、生徒の様子を報告する機会を持つ。

いじめ被害者への対応

いじめられた生徒の側にたった親身な対応

(本人のつらい立場を理解し心理的ケアを施す) → スクールカウンセラーとの連携

○ 教師の対応・・・全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障

1. 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通じて信頼を得られるよう努める。
2. 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し全力で守り通す姿勢を示す。
3. 教師に告げたら仕返しをされるという不安感を取り除き「自分を守ってくれる」安心感を与えるように努める。
4. 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
5. 学校生活の中で、学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
6. 自己理解を深め、課題克服、自立の支援を行う。
7. 家庭との連携を密にし、生徒の学校での様子や今後の対応について、保護者に定期的に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者からの情報を得る。
8. 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、話を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するように促す。
9. 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

具体的な対応・・・受容、傾聴、共感

1. 話をうなずきながら聴く

子どもの訴えについて顔を見ながら一言一言うなずきながら聴くことによって、しっかりと聴いているというメッセージを伝える。

2. 本人の訴えたことばを復唱する。

「あなたの話をこのようにしっかりと聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与えながら、丁寧に確認する。

3. 話が混乱しているときはその内容を整理して伝える。

- ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
- ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。

4. わからないことを質問する。

- ・話していることがよく分からないといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
- ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
- ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。

5. 本人が努力していることを支持する。

- ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認めることばをかける。
- ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的なことばを言わない。
- ・否定のことばよりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったのか?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

6. 確認することの例

- ・いつ頃からいじめがあるのか？
- ・どんな時にいじめに合うのか？
- ・どんなことからいじめになったのか？
- ・どこで、いじめにあっているのか？
- ・どんな方法でいじめられているのか？
- ・1対1、複数、グループ、誰かが命令しているのか？

○家庭での対応等・・・学校・家庭間の緊密な連絡

1. いじめられている事実が判明した場合の対応

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を取り除き、安全の確保に努める。
- ・保護者が「最後まで守る、一緒に乗り切ろう」というメッセージを送る。
- ・学校との連携を密にし、家庭での様子など些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませる事が必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2. 些細な変化（危険信号）に気付く・・・特に自殺のサイン

- ・死に繋がるような発言はないか？
- ・自殺のニュースに同情的な発言はないか？
- ・眠れない様子はないか？
- ・死を賛美するような言動はないか？

○被害生徒・保護者への事後指導

- ・継続して被害生徒の支援、加害生徒の指導・支援、周りの生徒への指導・支援を確認・修正しながら行う。
- ・安易にいじめが解消したと考えずに、見守り・状況把握を行い、被害生徒への声かけ、保護者への連絡を随時行う。

好ましくない対応・考え方

1. いじめの存在に気付かない。

- ・本人がいじめを告白しないとわからない、という考え方。
- ・いじめをされていたようには見えなかった。（楽しそうにしていた）等

2. いじめの深刻さに気付かない。

- ・いじめられる側にも問題がある、という考え方
- ・いじめは昔からあり、いつの時代にも存在する、という考え方。

3. 否定認識や不用意な発言

- ・「やられたらやり返しなさい、反抗できない方が悪い、負けるな、頑張れ、良い試練だ」等の発言は解決にならない。
- ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言。
- ・生徒の理解不足、感性の乏しさを疑われる発言。
- ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言。
- ・具体性のない発言

4. 不適切な対応

- ・十分な事実確認をしないで被害者・加害者の話し合いの場を持つ。
- ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
- ・日時、話し合いのルール等をしっかりと決めない。
- ・どちらかの言い分が正しいかを決めつける。
- ・教師が裁判的な立場で対応する。

いじめ加害者への対応

いじめは『人権侵害』である・・・「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導をおこなう

○基本的な姿勢・・・その場の指導で終わることなく、いじめが完全に無くなるまで継続的に指導する。

1. 「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である」ことを厳しく認識させる。
2. 差別的なものの見方や偏見に気付かせたり、豊かな人間関係の重要さに気付かせたり、いじめを許さない雰囲気醸成する。
3. 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
4. 加害生徒との信頼関係の構築を図り、自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
5. 教師はどの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

※いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解し、課題の解消に努める。（心理的ケア）

○教師の対応・・・加害生徒の心情の共感的理解

1. いじめを完全にやめさせる。
2. いじめ問題について、職員間で役割連携し組織的に取り組む。
3. いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何があったのか、どんなことから、いつ頃から、どこで、どんな気持ちなのか、等
 - ・どんな方法で、誰が（命令）したのか、複数か、等
4. 不満・不安の訴えを充分聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分のやったことの重大さを気付かせる。
5. 相手に与えた苦しみ・痛みを気付かせる。
6. 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
7. 学級活動を通じて、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる。
8. 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導をおこなう。
9. 必要な場合は、教育委員会や警察等、関係機関と連携し対応する。

<p>【対応のポイント】</p> <p>①事実をしっかり認めさせる。</p> <p>②言い逃れをさせない。(被害生徒だけでなく、周囲の状況からも丁寧な聞き取りを行い、証拠や証言を残しておく)</p> <p>③きちんと謝罪をさせる。</p> <p>④それ以上の罰を与えない。</p> <p>⑤今以上の関わりを持つ。</p>	<p>【好ましくない対応】</p> <p>① 権威的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級等みんなの前でいじめをした生徒を非難する。 ・体罰をおこなう。 ・子どもの人格を否定するような発言をする。 ・命令口調で対応する。 ・過去を引き合いに出す。 ・追い詰めたり、問い詰めたりする。 ・兄弟姉妹と比較する。 <p>②基本認識を誤った指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何もかもいじめと決めつける。 ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかの判断をする。
--	---

○保護者への対応・・・連携・協力・毅然とした姿勢

1. 保護者の心情を理解する。
 - ・保護者の心理・・・怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等
 - ・保護者も追い詰められると防衛的あるいは防衛的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も充分ねぎらいながら対応する。
2. 事実関係は正確に伝える。
 - 憶測で話をしない。また、問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
3. 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
4. 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
 - 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

○家庭の対応として・・・子どもにとって何が良いのかを考える

1. 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し連携して対処する。
2. 事実を聞き出す。
 - ・どのような行動をしたのか、その結果どうなったのか。
3. 徹底的にいじめを否定する。
 - ・いじめは人間として許されない行動である。絶対に許されない。
 - ・いじめられた生徒は苦しんでいる。
 - ・一緒に考えよう（いじめた生徒の心もしっかりと聞き、共に乗り越える）
4. 誠意をもって謝罪する
 - 被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形での謝罪を行う。
5. 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つことを促す。

いじめの観衆・傍観者への対応

○観衆・傍観者は加害者と変わらない。

いじめはみんなの問題・・・「いじめを許さない」毅然とした姿勢

・いじめの観衆はいじめを強化する存在

自分は直接いじめをおこなわないが、声援や拍手を送り、いじめに対して精神的支援をする役割を果たす者

〈背景〉

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・自分が仲間はずれにされたくない。
- ・他人のいじめはおもしろい。
- ・被害者への不快感がある。

積極的な関係者であり
自己防衛的な同調者

・いじめの傍観者はいじめを支持する存在

いじめに対して積極的支持はおこなわないが、制止することをせず、見て見ぬふりをして、関わりを避けようとする者

〈背景〉

- ・「次は自分かもしれない」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力がない。
- ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

葛藤のある者と
無関心の者

【対応策】

《はやし立てる生徒に対して》

- ・はやし立てることは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

《見て見ぬふりの生徒に対して》

- ・いじめは他人事でないことを理解させる。
- ・いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・傍観は、いじめの行為への負担と同じであることを気付かせる。

《学級全体への指導》

- ・いじめは許さない、という断固たる教師の姿勢を示す。
- ・いじめについて、話し合いなどを通じて、自分たちの問題として考えさせる。
- ・傍観者の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ・見て見ないふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通じて好ましい人間関係を築く。
- ・学校行事を通じて、学級の連帯感を高める。
- ・生徒一人一人が活躍できるような場を意図的、計画的に設定する。

ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」とは？
インターネット上の掲示板などを利用して誹謗、中傷などを書き込みいじめること。

「ネット上のいじめ」の特徴

- 1、不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2、インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3、インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、消去することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4、保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため「ネットいじめ」の実態把握が難しい。

「ネット上のいじめの態様」

- 1、掲示板、ブログ、プロフでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷の書き込み ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし 等
- 2、メールでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷するメール ○チェーンメール ○なりすましメール 等
- 3、その他
○無料の通話アプリのグループトークからの仲間外れ 等

※ネット上のいじめのきっかけ（たわいもないことで起こることもある）

- 返事が遅い ○内容が短い ○絵文字がない など

ネット上のいじめの未然防止の取り組み

- ・生徒の実態に合わせて情報モラルの指導を行い、誹謗中傷やいじめは人権侵害や犯罪であることを理解させ、絶対にさせないようにする。甲賀署とも連携し、年1回はSNSの研修を行っていく。
- ・悪質な書き込み、悪質な写真や動画の所持や配信は犯罪行為であることを理解させる。
- ・生徒や保護者に携帯電話・スマートフォンの危険性を周知し、フィルタリングの徹底やSNS等の適正な活用を働きかける。

掲示板等への誹謗中傷等への対応

ネットいじめの発見、生徒・保護者からの相談



書き込み内容の確認

- ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- ・書き込み内容の保存（プリントアウトをして関係者に情報交換する）
- ・携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影しておく



掲示板等の管理者に削除依頼

- ・管理者への連絡方法（メール）の確認
- ・利用規約等を確認の上、削除依頼の実施

※削除依頼は学校や公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。



掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
- ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課などに相談する。

「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1、生徒への対応

○被害生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめを受けた子どもを守り通すことが大切である

○加害生徒への対応

加害生徒がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

2、保護者への対応

- ・迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

※「インターネット・ホットラインセンター（IHC）」の活用

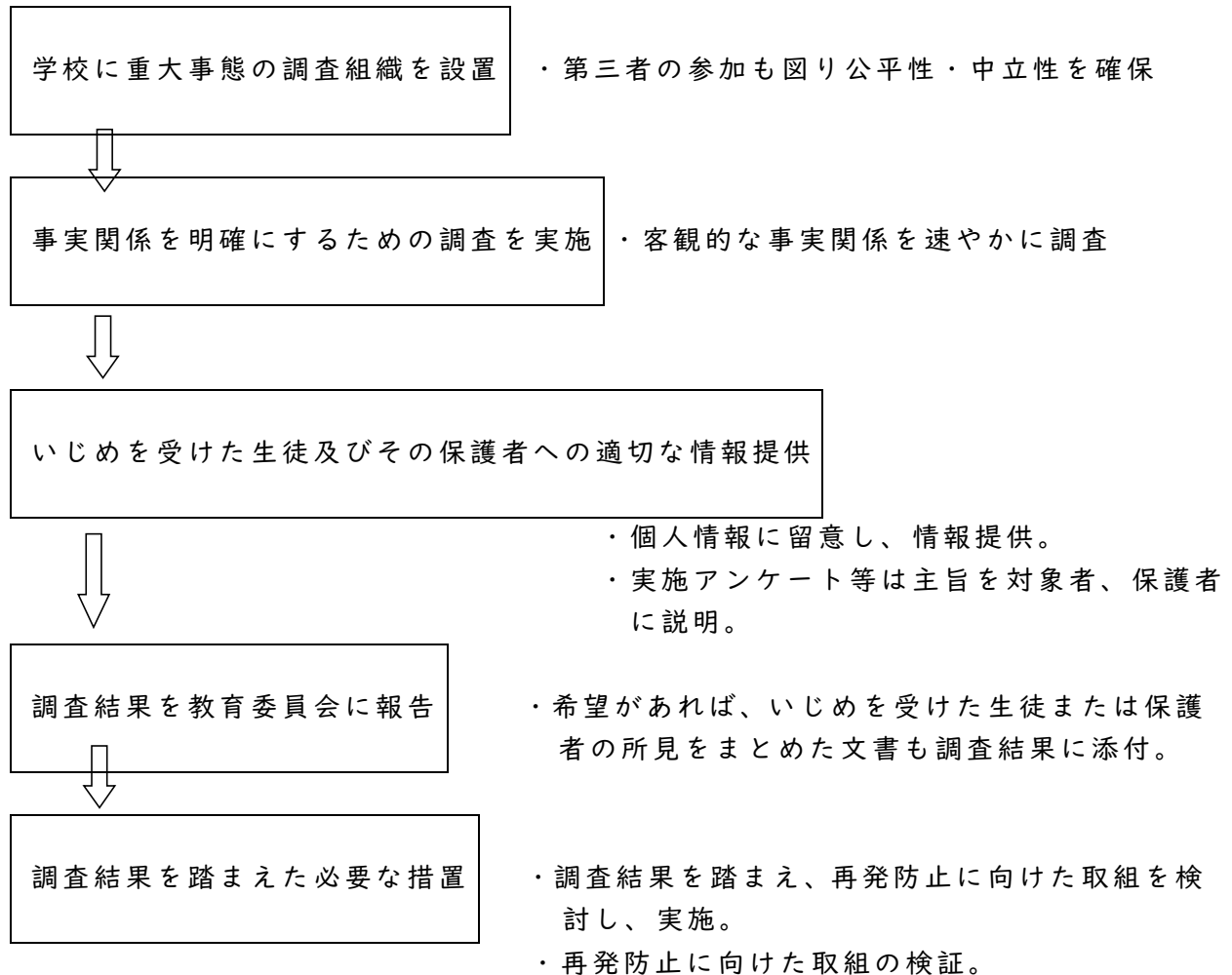
- ・誰でもインターネットで利用可能。インターネット上での違法・有害情報の通報窓口として、警察への情報提供等をおこなう。

「重大事態」への対処

「重大事態」とは…（いじめ防止対策推進法第28条参照）

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【学校が調査主体の場合】



いじめの解消の要件

「いじめの解消」とは…

- ①相当期間（少なくとも3か月）いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記の要件が満たされている状態